

# 平成31（2019）年度第2回伊丹市男女共同参画審議会

## 議事録

- 【開催日時】 令和元年（2019年）年8月2日（金） 午後1時30分～3時30分
- 【開催場所】 伊丹市役所 議会棟3階 議員総会室
- 【出席委員】 西尾委員、武本委員、石崎委員、乾委員、山中委員（以上5名、順不同）
- 【欠席委員】 加藤委員（以上1名）
- 【事務局】 多田市民自治部長、浜田共生推進室長、松本同和・人権推進課長、同和・人権推進課職員
- 【関係者】 田中共生推進室男女共同参画担当主幹
- 【署名委員】 乾委員、武本委員
- 【傍聴者】 1人
- 【議事次第】

- 1 開会
- 2 会議録署名人の指名
- 3 傍聴定員の決定及び傍聴者の入場
- 4 議題
  - (1) 第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について  
（第3期計画案の素案の検討）
  - (2) その他
- 5 次回の日程、その他連絡事項
- 6 閉会

### 【会議内容】（要旨）

- 1 開会
- 2 会議録署名人の指名
  - ・西尾会長より、乾委員と武本委員を指名
- 3 傍聴定員の決定及び傍聴者の入場
  - ・傍聴人1名入場
- 4 議題
  - (1) 第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について  
（第3期計画案の素案の検討）

（事務局より、第1回審議会後に各委員から出された意見に対する市の考え方と、事務局作成の計画体系表（案）のうち、施策部分の再構成についての説明の後、質疑応答や体系についての検討及び意見交換。その後、重点施策と計画本文に関する

検討及び意見交換。)

会長：第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）に関する意見と、市の考え方についてご意見、ご質問等をお願いしたい。

#### ■面会交流について

副会長：面会交流について、今回の計画で実施項目に入れないというのは結構だが、今後の検討課題として検討していただきたいと思う。子どもが連れ去られるリスクは、市やセンターが関与しなくても、同じ様にある。離婚して親権者が母と決まり、父が連れ去った場合は、「人身保護法」に基づき、刑事罰もついているような、法的に、より強力な手続きができる。裁判所から、面会交流を強力的に推し進められるため、我々としては、面会交流させるという前提で、（安全・安心な面会交流実施の）工夫をしていかなければならないという悩みがある。F P I C（公益社団法人 家庭問題情報センター）という機関では、最大利用期間2年間、費用もいるというハードルがあるので、今後の検討課題の1つとして、ぜひ配慮をお願いしたい。

委員：面会交流の場の提供というのは、できないのか。

場所と見守る人を提供するというのが必要になる。裁判所の場所を、提供してもらえるのが一番いいと思うが。

場所は一番大事なことなので、そういう公的な場所の提供と、そこで見守る人を提供するのが、比較的安全かと思う。

事務局：場所だけでなく、安全確保上、人員配置の問題がある。県警（の方が配置される）レベルでないと、一つの市で実施するには、安全確保が難しいと考える。市でも引き続き、（安全・安心な面会交流実施の方策について）検討していく。

会長：今後の課題として進められるところがあったら、進めるということをお願いしたい。他なければ、体系の議題に進みたいと思うが、よろしいか。

各委員：異議なし。

#### ■体系についての意見交換

会長：体系のあり方について、現在のままでは、「基本目標」「重点目標」となっている。このままの体系でいくというのもあるが、事務局と話し合いをして、「基本目標」という表現は、第1期計画が作られた当初は、何もない状態から作っていたのでよかったが、今は定着しており、これを基に施策を作っているため、ここはもう「基本

方針」でいいのではないかと思う。

次の「重点目標」は、今までの取組で定着してきており、これも1～17までであると、何が重点なのかが分かりにくい。ただし、今後、検討も対策もしていく必要があるため、「目標」という言葉は残し、「基本目標」とするのが良いのではないか。その後の「施策」は、資料の移行後の体系を見ると分かると思うが、様々な取り組みが上がっている。それぞれの基本目標に対して、施策の方では、1つか2つ重点施策として明記できないかと考えている。それについて、何か意見はないか。

会長：近隣市の計画では、施策としてたくさん上がっているが、やはり力を入れようという施策に、「重点」と書いている。そうすると、私達もフォーカスしやすい。第2期計画では、それぞれ「重点目標」となっているが、第3期計画で「基本目標」に変えたとしたら、(その上位の)4つの「基本方針」につき、1つか2つずつ、「重点施策」として明記できるのではないかと考えているが、その他に意見はどうか。

各委員：それでよろしいと思う。

会長：それでは、整理していくが、基本目標は「基本方針」に、重点目標は「基本目標」に、そして「施策」は項目としてはそのまま残すが、それぞれの「基本方針」につき、1つか2つずつ、「重点施策」を明記する。その理解でよろしいか。これから、「基本方針」の中で、1つか2つずつ「重点施策」をピックアップするということで、選んでいきたいが、その作業にかかってよろしいか。事務局へ、私との間では、「これは(重点施策として挙げては)どうか」と話していた施策を、お示ししてもいいか。それとも何もない状態から話していくべきか。

事務局：お示した内容でお願いしたい。「重点施策」として提案しているのは、大きな大項目、今の基本計画、次期では「基本方針」となるが、4つの基本方針について、それぞれ1つか2つずつ、明確に分かりやすいように、「被害者の方の自立」、「予防・啓発」といったことを挙げさせていただければと思っている。各委員からご提案いただきたい。

会長：それでは、体系表の資料をご覧いただきたい。「施策」のところで、事務局と私の間で、第3期計画の「重点施策」として選定した仮の案を伝えたいと思う。基本方針Iからの「重点施策」として、基本目標「1. 相談体制の整備と充実・周知」の「2 障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実」と、基本目標「2. 早期発見・通報体制の充実」の「重点施策」として、「2 保健・医療関係者や福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見、相談窓

口、通報方法の周知」。

基本方針Ⅱからの「重点施策」として、基本目標「4. 被害者の心身の安全の確保」の「2. 子ども・親族等の安全確保の強化」と、基本目標「5. 被害者に関する情報の保護」の「重点施策」として、「2. 関係部局による被害者等の情報の管理の徹底」。

基本方針Ⅲからの「重点施策」として、基本目標「9. 心身の回復に向けた支援」の「3. 自助グループ、サポートグループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援」。

基本方針Ⅳからの「重点施策」として、基本目標「12. 市民への啓発の推進」については、本計画の大きなポイント・課題として残っているので、「1. 市民への啓発」、「2. 企業団体への啓発」、「3. 若年層への教育・啓発」の全てを選んでいる。さらに、基本目標「15. 関係機関との連携推進」の「1. 相談機関相互の連携強化」の以上である。

各委員は、いかがか。選んだ基本的な考え方としては、課題として残っているというだけで、力を入れていかなければならないものを選んでいる。

副会長：飛ばしているところについては、特に設けないということによろしいか。

会長：引き続き取り組んでいくが、「重点とはしない」ということである。何か意見があれば、よろしく願いたい。

委員：基本目標「9. 心身の回復に向けた支援」で、いわゆるPTSD（心的外傷後ストレス障害）という形で、被害者は、治療を受けているが、心理職いわゆる専門職からサポートするといったものは、どこの項目に入るのか。

事務局：「心身の回復に向けた支援」の中で、女性の方については、現在もフェミニストカウンセリング事業を行っており、心理的な、中長期的なケアについて、案内をしたり、医療機関にかかったほうがいいということであれば、そこからさらに、医療機関にということにしている。

委員：PTSDの専門家の人がそこに入ってきているということ、理解していいのか。

事務局：男性の方については、市の方で直接行っているカウンセリング事業はない。ただ、兵庫県などで心理士が対応している事業はある。男性被害者の相談件数は少ないが、そういった問い合わせがあれば、県の男女共同参画センターで行っている、男性の心理相談を案内している。もちろん被害者としての手続きの相談は市の方でも対応しているが、PTSDとかいう話になると病院をご案内している。

## ■「苦情処理」という言葉について

委員：第2期計画の重点目標1－6の「被害者・支援者等からの苦情処理体制の確立」で、具体的なものはあったのか。

事務局：苦情等について、「意見・要望」として市の市民相談課が受付を行っており、そこから担当課へ寄せられて対応する一定の体制は出来ている。

委員：DVは内容が複雑なので、「ただのクレマー」として処理されるのは困ると思う。なんでその人が苦情を言ってきたのかとか、普通に市民相談ではなく、DVをよく知る人につながるのか。

事務局：それはDV相談室につながっている。市民相談課で答えるといったことではなく、こちらの方からお返すようにはしている。

委員：その裏に何があるのかというのを把握していかないと。「苦情処理」だけでは、分からないかと思う。

会長：事務局、再考をお願いしたい。

## ■自助グループについて

会長：第3期計画での基本方針「Ⅲ 自立支援体制の充実」の基本目標「9. 心身の回復に向けた支援」の施策「3 自助グループ、サポートグループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援」のところで、前回の審議会で、委員から自助グループは本当に大切な取り組みで、伊丹市では今は出来上がってないけれども、心身の回復に非常に役に立つと聞き、私も大事だと思った。

近隣市を調べたところ、ある自助グループが、活動も月に1回されているようで、詳しいことは連絡いただければと言ってくださっている。なので、モデルケースとして学べるところは学んでいただければと思う。

委員に聞きたいのだが、その自助グループの活動場所は駅からも近く、被害者の方には、伊丹市で立ち上がるまで、そちらの方に行ってもらうことは難しいか。

委員：DV被害者の方は、既にいろんなところに行かれています。しかし、そのグループに「合う、合わない」があり、自分に合ったところで、回復していこうという、努力はされている。傷つき体験を話すと、回復の段階も色々あり、人と人との出会いなので、仕方がない。自分に合ったところと出会えたらいいと思う。そういったこともあ

り、「ここであれば安心ですよ。」というのは、なかなか言えない。

会長：では、行くことによって、かえって傷つくこともあるということか。

委員：そういったこともある。

会長：行っておられる方は、近隣市に行っているのか。

委員：阪神間や、大阪、神戸などに行かれています。ただし、守秘義務をしっかりとしないと、やはり危険性を伴うので、「どこが安全」というのは、私は言えない。

会長：では、委員と相談していただきながら、近隣市の自助グループに学べるところは学んで、市内で自助グループの立ち上げにこぎつけられるように進めていただきたい。

委員：「こういうのがありますよ」というのは出来るから、伊丹でもグループを作っていくことは賛成である。サポートグループもあれば良いと思う。

その体制を丁寧に作っていくのは必要であると思う。そのためには、人材が不足しているという実感がある。

#### ■企業、団体への啓発について

会長：基本方針「Ⅳ DVを許さない社会づくり～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～」の基本目標「12. 市民への啓発の推進」のところで、「2 企業、団体への啓発」というのは、どういうものを想定されているのか。

事務局：これまでは、商工労働課が作る中小企業共済ニュース（ちらし）で、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の時期にあわせて、企業への啓発記事を載せたりしている。

その他、「伊丹市男女共同参画推進委員会」に委員を推薦している団体と、街頭で啓発活動もしている。

そういったことを継続的にできないかと考えている。さらに、団体や企業と一緒に新しく何かできないかと考えている。

#### ■DV被害者の心のケアを行う医療機関について

委員：重点施策としていくつか挙げてもらったが、基本方針「Ⅲ 自立支援体制の充実」の基本目標「9. 心身の回復に向けた支援」の施策「1 公的機関、保健、医療機関との連携及び継続的な心身のケアの充実」のところで、DV被害者は精神的に傷

ついている方が多く、もちろんPTSDといった方もおり、心療内科に通院している方も多々いる。公的機関で病院の紹介であるとか、病院につないであげて、継続的に治療していけるみたいな道がきっちり確立できていたら、DV被害者の方も安心できるのではないかと思うので、施策「1 公的機関、保健、医療機関との連携及び継続的な心身のケアの充実」が重点施策として挙がっていたら、とても助かると思う。

会長：私も大事だと思い、事務局にも伝えている。市内の心療内科の評判がいいところをリストアップして、DV被害者の方にお渡しできればと思う。そういったことが可能であればいいのにと話はしていた。

委員：通院を希望される方は、治療というか、イライラや眠れないなど、話も聞いてほしい感じで病院に行きたいと言う。病院にはカウンセラーがいるところもあるが、「ここがしんどいんです」と言って、「薬を出しておきます」という関係だけではなく、きちんと話が聞いてくれるカウンセラーがいるという案内が出来ればいいと思う。しんどいから病院に行くのに、「話を聞いてもらえなかった。余計しんどくなった」という話をよく聞く。

会長：過去に他市で大きな事件があり、子どものPTSDを扱うのに、薬は少なめに先生が話をしっかり聞くといった対応をしているクリニックがあると聞く。例えばそういうクリニックであればいいということか。

委員：そのとおり。

会長：医師会の見解として、「ここの医療機関がいい」という様な案内は可能と考えるか。

委員：問題があると思う。医師と患者の相性もあり、本人が自分と合うところを見つけていただいて、それをサポートできることが大事である。例えば、お金がないから受診できないといったことであれば、医療券は出してもらってサポートをできることが大事である。

会長：まさしく橋渡しのところが大事だと思う。DV被害者が「ここの病院がいい」という口コミ的なものを自力で探すには、まだパワーがない場合に、それこそ公的機関の連携というのになってくるが、市の方で情報を持っておいてはどうか。

委員：そのとおり。「ここがいい」というのではなく、「カウンセリングをやっている病院

はこういったところがありますよ」といった病院の市内、市外のリストがあつて、被害者本人が自分で電話をかけて、受診されるのも良いと思う。

会長：医師会の方で「この評判がいい」というのは出せない。一覧表として出してもらつて、それを被害者の方に渡す方が良いということである。

委員：医師会の方で、啓発で「DV被害者の方を受け入れてください」というのは、周知できるのではないか。

委員：本来、公的な病院である市民病院が行ってほしいが、行っていない。

委員：民間の医療機関に、市から啓発を依頼するというのはできるか。

委員：可能であると思う。

委員：そういった啓発は、やる価値はあると思う。

会長：もう一度確認したいが、市から直接、個人医院やクリニック等に働きかけることは可能か？

委員：可能である。市から、「こういう事業をやっていて、そういう被害者の方の心のケアを行ってくれる病院を募集します」ということで案内を出して、「やります」といった病院を探していくと良い。

会長：大きな病院を通して、個人医院、クリニックに働きかける方が良いか？

委員：市から直接依頼する方が良い。

副会長：(DV被害者の心のケアに関する支援に協力すると応えられた)病院をリストにして、備え付けとかできれば良いと思う。

会長：2つの話が出ており、1つはDV被害者の支援に協力をしてくれる病院を募集して、「協力しますよ」といった病院をリスト化する。

2つ目は、自治体として「DV被害者はこういった方です」といったことを医療機関へ啓発を行っていく。



会長：少し心配なのが、「協力します」といった病院が金銭目的みたいなどころがあるかもしれない。そういったものはどういうふうには排除していくのか。

委員：おそらく「協力します」といった病院はあまりないのではないかと。時間もかかって、採算も取れないと思うから、なかなか受け入れない。受け入れるところが、どれだけあるのか。

会長：では、「協力します」といつてくれた病院は、ありがたい、ということであるのか。

委員：そのとおり。1人30分～60分という時間をかけて、取れる保険点数は決まっているため、採算はとりにくいと思う。そういう意味で、市で心理士と直接契約すること、雇ってもらうということでもいいと思う。

会長：市の方でも、DV被害者の支援について、専門的な見地から対応して下さる方を見つけるということが良いか。

委員：そのとおり。

委員：それに関連して、子どもたちのケアもすごく必要である。子どもたちもすごく傷ついている。

委員：親が不安だと、子どもも不安になる。学校に行かなくなったり、不登校になる。そういうのも多々ある。

委員：スクールカウンセラーをお願いするのが一番だと思う。スクールカウンセラーの方に、DVへの理解というか周知、研修をして人材を増やすことにつながる。

#### ■若年層への教育・啓発について

会長：基本目標「12. 市民への啓発の推進」の施策「3 若年層への教育・啓発」で学校園のスクールカウンセラーに対して、啓発をしたり、協力を求めるということか。

委員：協力は求めやすいかと思う。医者の方は敷居が高いかと。スクールカウンセラーであれば、親に対してもカウンセリングしやすいかと思う。

会長：施策「3 若年層への教育・啓発」というと、講師を呼んできて（講演会をする）といったイメージをしやすい。それもできればいいが、やりやすい方法からしていく

ということで、スクールカウンセラーに対して、協力を求めたり、啓発をしたりということでもよろしいか。

委員：「若年層への教育・啓発」でいえば、教育対象者が小さい頃から小学生から始めたほうが良い。中学生になるとなかなか難しいと思う。

第2期計画の「施策1 人権教育の推進」の取組で「児童・生徒への発達段階に応じた男女平等観」とあるが、それよりも「相手の気持ちを汲む」というか、今は、LINEやインターネットの中傷がある。そういった教育というのをやらないといけない。昔ながらの男女平等は、今の時代にマッチしないという印象を受ける。もう少し、LINEの使い方や、インターネットでのやり取りの仕方を、それらをする前に、小さい時から教えていくべきである。

委員：私は人権擁護委員をしており、人権擁護委員と携帯電話会社がマッチングして、各学校に「携帯の使い方」とか「そのリスク」などを授業形式で行っている。中学校も行くし、小学校も行くが、低学年をどうするのかなと思っていたら、他市であるが、携帯電話会社が作ったアニメで、とても分かりやすかった。啓発で授業としてどんどん入っていつている。ちょっとずつ進んでいつているかなと。

委員：伊丹市もぜひやっていただければ。

委員：伊丹市にも行っている。今年の1学期も行き、夏休みも行く。

会長：全校規模か。

委員：手を挙げた学校だけになるが、4市1町で行っている。

会長：ぜひ拡大していただければと思う。

## ■苦情処理体制について

事務局：数点確認だが、1点目は、最初の方に発言された「苦情処理」について、クレーマーとして処理しないようにということで、資料13の1-1-6の「被害者・支援者等からの苦情処理体制の確立」の文言を変えたほうが良いとのことであったが、行政で「苦情処理体制」と表現する場合、必ずしも「クレーム」という意味では受け止めていない。例えば、施策の中では、然るべき苦情という意味で、「苦情処理体制」という言葉を使っている。「苦情処理体制」という言葉でそのまま置いておき、被害者支援計画の中身の方で、受けるべき苦情として、ご意見いただ

いた訴えの中から、きちんと趣旨や背景を読み取って、きちんとした対応につなげようという内容で計画の本文に記載させていただくということはどうだろうか。

委員：それはぜひお願いしたいと思う。具体的にそういった苦情があったのか聞いたかった。そこは丁寧にさせていただきたいと思う。

事務局：「苦情処理体制の確立」という言葉をどういう風に変えたらいいか、考えても良いのがないかもしれないと思い、提案した。ご意見の主旨は理解しているので、本文の方でそういった注意を払うようにということで記載させてもらえればと思う。

会長：市職員ではない、一般市民の立場からすると、「被害者・支援者等からの苦情処理体制の確立」という言葉をそのまま読むと、委員が話していた「被害者が苦情を言うてくるのか」という風に思ってしまう。逆に、どんな苦情や意見の申立てが上がっているのか、市の方から教えてもらい、その現状を見たうえで、この言葉を変えていく方が分かりやすいのではないか。皆が本文まで、全てを見るとは思わないので、前面に出てくる言葉を変えた方が、市民には伝わりやすいのではないか。

委員：本文には「苦情や意見」という言葉が出てくるので、それで良いのではないか。

事務局：「苦情・意見」ということであれば、問題はないと思われる。「苦情」という言葉は完全に消したほうが良いか。

会長：現状として、「苦情」とは何を意味するのか。

副会長：私の認識では、最近少なくなったが、昔は市の職員の方がDVに理解がなく、被害者が窓口の人に相談したら、「そんなのわがままで」とか「それは当たり前」などの言葉を、結構平気で言われていた時代があった。男女共同参画課や関係課は被害者のことを理解しているが、関係していない課で、そういうことがあった。警察の対応についても、昔はひどい対応があった。最近は、警察も市の職員の方もそういったことは聞かなくなった。しかし、皆無ではないとも思っている。それこそ、昔みたいなひどい言葉ではないが、自分の周りにそういった人がいないと、被害者の方に対する配慮が足りなかったりする場合に、被害者の方が改善してほしいという意味で、意見や苦情を言うていく窓口がないと、市の改善ができないので、「苦情処理体制の確立」というのは、勿論当然必要なことである。ただ、「苦情処理」というと、「誰から誰に対する苦情なのか」といった分かりにくいものになるので、「被害者や被害者支援からの」という説明をつけると、逆に

誤解を受けるという風を感じる。

会長：被害者が相談したくて窓口に行っているが、思ったような対応をいただけないとか、知識の不足により配慮が欠けているという意味で良いか。

副会長：そのとおり。知識の不足で、自分は関係ないからとか、男女共同参画課に連絡してくれれば良いが、せっかく窓口に来て相談してくださったのに、適切な課に回してもらえなかったとか。そういうことで心が折れてしまうことがある。また、市の対応が非常に悪かったわけではなくても、職員の知識がなかったために、水際対応で、被害者を救えなかったという事例がある。我々弁護士などに相談に行くことは、ハードルが高いが、市役所は日常生活で必要なもので、割と一番最初に行く所であり、そこで、適切な相談窓口案内してもらわないと、ダメージがとても大きく、やはり市の対応というものをきちんとしてもらうためには、「苦情処理の体制確立」は極めて大事だと思う。

会長：「苦情」というのは、かなりきつく取ってしまうし、「そんな苦情ってあるの？」って思ってしまうので、「苦情・意見」とし、「処理なのか対応なのか」というのはあるが、どちらが良いと思うか。

委員：窓口対応の職員の方には、「命が関わっている」と思って、対応を徹底してほしいと思う。実際、対応が違っていれば、救えた命は結構あると思う。そこを担当課だけでなく、市窓口全体が意識していただきたいと、すごく思う。文言を消すといった議論ではなくて、意味があることとして、伝わりやすくなると良いと思う。

会長：各委員の意見を聞いて、こういう言葉だったら良いと思うことがあれば、ご意見をお願いしたい。もしくは、時間をとって、回答いただくといったことはどうか。

委員：自分が被害者だと思っていない人もいる。「自分は我慢した方がいいんだ」と思っている人は多いので、そこも大事な所であると思っている。

会長：それでは、適切な言葉があれば、知恵を出し合うということで、よろしいか。事務局に何うが、その意見をもらおうとすれば、期日はいつまでか。

事務局：8月中には、お願いしたい。

## ■次回の審議会と追加の意見について

会長：大体の話は出たので、次回の論点をどうしていくか、第3回目の審議会だが、資料をご覧になられて、ここはもう少し深めたいとか、議論したいことがあれば、ぜひ提案いただきたい。事務局側からは、話し合ってもらいたいことはあるか。

事務局：次は第3回目ということで、固めていかないといけないので、たたき台の資料をお配りしているが、全体をどのようにしていくべきかをご意見いただきたい。

会長：では、たたき台の資料を見て、各委員のご意見が欲しいということによろしいか。

事務局：また、第3回目の審議会で、それをどんな風に協議を深めていくのか、方向性についても出していきたいと思う。

会長：第3回目の審議会で、どういう風にまとめていくかについて、ということによろしいか。

事務局：そのとおり。今回お渡しした事務局の素案に、各委員の意見を反映させていきたいが、どの様に反映してくべきなのかという点についても確認していただきたい。

会長：事前送付資料に「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第3期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」の素案があるが、事務局側が、前回までの審議会等で出された意見に基づき、第2期計画の本文に修正や加筆をして、「案」としている。これに関して、第3回の審議会が開催されるまでに目を通してもらい、更に盛り込む点があれば、提案していただく。それを、8月30日までに事務局に提出してもらうということで、それを集約し、第3回目の審議会で、それに関して議論するということによろしいか。

事務局：今の段階で、既にご意見等があればご提案いただきたい。もしくは、8月30日までということをお願いしたい。

会長：それでは、15時20分まで、今一度ご覧いただき、何か今の時点で気付いたことがあれば、意見をお願いしたい。

委員：「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第3期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」(素案、見え消し反映後)の資料のP. 14で、上から3行目の「被害者の心理的回復のための事業実施」と記載しているが、「事業実施」が分かりにくいので、もう少し具体的な内容が必要であると思う。

委員：それに加えて、この箇所になるか分からないが、被害者の「保護」「安全な場所の確保」の次、「自立」に向けて、こういったものがあるといった提示だけでなく、本人の回復力を引き出していくことが大事である。被害者は力を持っているから、回復すると、一歩踏み出して仕事しようとか色々行動に移すが、計画案に、そこの希望的なものがもう少しあっても良いと思う。保護されて守られているだけだと、なかなかそこにつながらない。本人が、また自分の人生を選択して立ち上がっていくといったことがあっても良いかなと思う。「DVの被害者だけど、あなたの力を信じていますよ」ということを、伝えられるような方法があればと思う。

会長：例えば、いきなり就労に向けた支援をするのではないということか。

委員：用意された支援に行きつくまでに、「やってみよう」という気持ちが沸き上がってくる様な支援は、すごく必要だと思う。どうしても「計画案」だし、盛り込むかどうかは別としても、「あなたはできるよ」という支援は大事である。もう一回働きかけて、「自分はできるんだ」という風に、もう一度やり直して頑張っていけるよう「支援しますよ、市全体で支えていますよ」というものがあればとても良いと思う。

会長：例えば、「自己肯定感」を育む講座やイベントを紹介する、といったことはどうか。

委員：具体的には、色々方法はあると思う。ここの文言の中に、本人の自尊感情を高める様な文言が、あるとないとは違うと思う。

会長：被害者を、「守ります」「自立支援します」だけではなく、「もう一歩進んだ支援も行います」といった文言を入れていただく、ということによろしいか。

委員：そういった意味では、「概念図」みたいなものがあってもいい。DV被害を受けた場合、こういう風に守られ、支援されて、といったチャートというか、一目で分かるようなものがあってもいいと思う。この先、どんな支援があって、どういう風にすべきかが見えてくるようなものもいい。「文章を読め」といってもなかなか難しい。一枚もののイラストさえ見れば、全て分かるといったものが良い。

会長：すごく良い意見だと思う。大学でも研究費だとか計画書とかを提出するが、「図や表で示せ」と言われる。すごく分かりやすいと思う。フローチャートでよろしいか。

事務局：被害者向けに、「被害者が守られている」といった、見ただけで分かるようなフロ

ーチャートでよろしいか。

委員：そのとおり。

会長：事務局の方で確認しておきたいことはあるか。

事務局：PTSDへの対応が可能な医療機関のリストや、その募集などについて、市では動きづらい面もあるので、次回までに医師会へ相談させていただいてよろしいか。

委員：はい。

会長：次回の審議会までに、他市の自助グループの責任者について事務局へお知らせするので、伊丹市で自助グループを立ち上げる場合の方法について、事務局の方から、その責任者の方へ確認してもらえればと思う。

また、「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第3期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」の素案を読み、気になるようなことがあれば、次回審議会までに意見をお願いしたい。配付している記入用紙に記載し、8月30日（金）までに、FAXやメール等で事務局までに提出をお願いしたい。

## (2) その他

(各委員、特になし)

## 5 次回の日程、その他連絡事項について

(事務局より説明)

## 6 閉会

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和元年（2019）年 9月 24日

署名委員 乾 幸 治

署名委員 武 本 夕 香 子